

## 任意継続の標準報酬月額の上限額改定について（令和7年4月から）

### ◎標準報酬月額の上限

410千円→440千円

### ◎1ヶ月当たりの保険料額の上限

（介護保険料含む）47,396円→50,864円

（介護保険料除く）40,180円→43,120円

※介護保険料は、40歳～64歳までの被保険者が納付します。

### 任意継続の標準報酬月額の上限額の改定について

任意継続の保険料の基礎となる標準報酬月額につきましては、退職時の標準報酬月額か、前年9月30日現在の当組合に加入されている全ての被保険者の標準報酬月額の平均のうちいずれか少ない方と決められています。

令和6年9月30日時点での当組合の平均は440千円となり、令和7年4月から、これまでの410千円から440千円へと引き上げられることになりました。